

事前のお知らせ



～地域でねりまのみどりを守ろう～
 “みどりを育むムーブメント”の輪を広げる！
 「落ち葉清掃」の取り組みを開始

と き 11～12月の数日（1回1～2時間程度）

と ころ 中村・関町北・立野町地域の樹林地周辺の公道

区は、12日から、保護樹林に指定している区内3か所の民有樹林地で、区民ボランティアと協働した「落ち葉清掃」の取り組みを開始する。

区内のみどりの4分の3は民有地のみどりが占めているが、所有者は、落ち葉清掃や樹木の手入れなど、多くの負担を抱えている。そこで、地域住民からボランティアを募り、区民と協働して民有樹林地の落ち葉清掃を行うことで、所有者の負担軽減を図るとともに、民有樹林地に対する区民の理解を深めてもらうことがねらい。ボランティア募集では、100名を超える区民から応募があった。

この取り組みを通じ、地域でねりまの豊かなみどりを守り、未来へ引き継ぐため、「みどりを育むムーブメント」の輪を広げていく。



▲落ち葉清掃のイメージ



【実施場所・日程（予定）】

中 村：11/30（火）午前、12/10（金）午前、12/11（土）午前、12/19（日）午後、12/21（火）午前
 関町北：11/21（日）午前、11/24（水）午前、11/28（日）午後、12/8（水）午前
 立野町：11/12（金）午前、11/13（土）午前、11/23（火・祝）午後、11/25（木）午後
 ※いずれの場所も樹林地周辺の公道を清掃する。

【参考①】保護樹林

区民が所有する面積が300㎡以上の樹林地は、申請により保護樹林の指定を受けることができる。区は、剪定費の補助や賠償責任保険への加入等の支援を行っている。
 ※民有の保護樹林は37か所（令和3年10月末現在）

【参考②】みどりの現況

区全体の緑被地の面積約1,160haのうち民有のみどりが871haであり、区内のみどりの4分の3を占めている。
 （練馬区みどりの実態調査（平成29年3月）より）



▲区内の民有樹林地

【問い合わせ】

練馬区 みどり推進課 協働係 03-5984-2418